新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型:通所系)

:+ 1 <i>t</i> 7	サート会社ドマレロ	1手口!	児童発達支援
法人名	株式会社ビアヒロ	種別	放課後等デイサービス
代表者	諸隈 英人	管理者	佐藤 直貴
所在地	宮城県仙台市	電話番号	022-797-4048

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3 – 3 に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第1章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を 定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる おそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、福祉部とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

福祉事業部長(森井)の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定	<mark>様式 1</mark>
(2) 情報の共有・連携	□ 情報共有範囲の確認 □ 対の・当事者関係先事業所・仙台市障害者支援課 □ 報告ルールの確認 各スタジオ管理者が取りまとめて、対策本部に報告する □ 報告先リストの作成・更新 作成後に変更・追加があれば、適宜おこなう	<mark>様式 2</mark>

(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 □ 最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集 メディアを中心とした対応 □ 基本的な感染症対策の徹底 マニュアルに沿った対応 □ 利用者・職員の体調管理 検温と咳の有無などを中心におこなっていく □ 事業所内出入り者の記録管理 基本的に不要な訪問や入室は、ご遠慮いただくよう対応していく	<mark>様式 3</mark> <mark>様式 8</mark>
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	□ 保管先・在庫量の確認、備蓄 手指の消毒用のアルコールの在庫管理を徹底する □ 委託業者の確保 特に必要性を感じないが、必要であれば対応していく	<mark>様式 6</mark>
(5) 職員対応 (事前調整)	□ 職員の確保 週間ごとに、出勤が可能な職員をリスト化して、スタジオ内で対応する □ 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応する	
(6) 業務調整	□ 運営基準との整合性確認 国・県・市が示したガイドラインなどに沿って対応していく □ 業務内容の調整 職員数に応じて、ヒヤリハットや事故が起こらないように支援内容を変更していく	<mark>様式 7</mark>

	ロ BCP の共有 グループ内の協力体制の構築について、各スタジオで BCP の共有を図る
(7) 研修・訓練の実施	□ BCP の内容に関する研修 内容について、性差研究をおこない、必要な研修をおこなう
	ロ BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応がおこなえるような訓練を実施する
	ロ 課題の確認 訓練後に課題について精査する
(8) BCPの 検証・見直し	ロ 定期的な見直し 精査後に提案された意見を確認して、必要があれば見直しをおこなう

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	佐藤	松井
医療機関、受診・相談センターへの連絡	佐藤	柴小屋
利用者家族等への情報提供	佐藤	柴小屋
感染拡大防止対策に関する統括	佐藤	松井

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
	□ 福祉事業部長・管理者へ報告	
	ロ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡	
	ロ 事業所内・法人内の情報共有	
(1)第一報	□ 指定権者への報告	<mark>様式 2</mark>
	ロ 相談支援事業所への報告	
	□ 家族への連絡	
	【利用者】	
	ロ サービス利用休止	
(2)感染疑い者 への対応	コロナ感染の際には、5 日間の利用の停止をおこなう	

	□ 医療機関受診	
	利用者・従業員問わず、発熱時には医療機関の受診をおこなう	
	ロ 場所(居室・共用スペース等)、方法の確認	
(3)消毒・清掃	室内の消毒を徹底しておこなう	
等の実施		

第1V章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	佐藤	柴小屋
関係者への情報共有	佐藤	柴小屋
再開基準検討	佐藤	柴小屋

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

	対応事項	関係様式
	都道府県・保健所等と調整	
	代替サービス等の実施検討	
・仙	台市障害高齢課に確認をおこなう	
	当事者利用者の関係事業所との調整	
	利用者・家族への説明	
	再開基準の明確化	
•国	のガイドラインの基準に従う	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	佐藤	柴小屋
関係者への情報共有	佐藤	柴小屋
感染拡大防止対策に関する統括	佐藤	松井
勤務体制·労働状況	佐藤	柴小屋
情報発信	松井	佐藤

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1)保健所との連携	ロ 濃厚接触者の特定への協力 ロ 感染対策の指示を仰ぐ 福祉事業部の指示に従って行動する	<mark>様式 4</mark>
(2)濃厚接触者への対応	【利用者】 □ 自宅待機 国・県・市の定めたガイドラインなどに従う □ 当事者利用児童野関係事業所との調整 その都度、適宜おこなっていく □ 相談支援事業所との調整 その都度、適宜おこなっていく 【職員】 □ 自宅待機	

	□ 在庫量・必要量の確認	
	各スタジオ管理者及び感染症対策委員が状況に合わせておこなっていく	
 (3)防護具・		<mark>様式 6</mark>
消毒液等の確保		様式 2
万時収みの唯体	 ロ 調査先・調達方法の確認	1-8-1-1
	設備・調達班に連絡する	
	ロ 事業所内・法人内での情報共有	
	・各スタジオ管理者が状況に合わせておこなっていく	
	 ロ 利用者・家族との情報共有	
	・事案ごとに適切におこなっていく	
	子来とこに近めたけこなりていい	
(4)情報共有	D 点次体 (指壳接来 /D/协配) Lave和共在	<mark>様式 2</mark>
	口 自治体(指定権者・保健所)との情報共有	
	・事案ごとに適切におこなっていく	
	ロ 関係業者等との情報共有	
	・事案ごとに適切におこなっていく	
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	口 労務管理	
	 適切な管理がおこなえるように努力するとともに、指定権者や仙台市担当課	
	に相談をおこなって、適切な人員配置を可能な限りおこなっていく	
	に自然というなりで、近季が入失品直とう間が扱うのでありです。	
	│ │ □ 長時間労働対応	
	8 時間を超える労働にはならないが、休憩の回数を増やすなど対策をおこなう	
	ロ コミュニケーション	
	職員の孤立化や孤独感を持たないような対応をしていく	
(6)情報発信	ロ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	
	その都度、適切に対応していく	

<更新履歴>

更新日	更新内容
2024年2月28日	感染症発生時における業務継続計画作成

<添付(様式)ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト
様式 5	(部署ごと) 職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類 (優先業務の選定)
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等ついて

https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A (グループホーム関係) について

https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf

〇令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A (障害児入所施設関係) について

https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf

○令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ (各施設で必要なものを記載)